

電気通信大学 平成20年度シラバス

授業科目名	法学B		
英文授業科目名	Jurisprudence B		
開講年度	2008年度	開講年次	1(2)年次
開講学期	後学期	開講コース・課程	昼間コース
授業の方法	講義	単位数	2
科目区分	総合文化科目-人文・社会科学科目-		
開講学科・専攻	情報通信工学科 情報工学科 電子工学科 量子・物質工学科 知能機械工学科 システム工学科 人間コミュニケーション学科		
担当教官名	中島 三知子		
居室	非常勤講師		

公開E-Mail	授業関連Webページ
人文部会	

【主題および達成目標】
<p>法（律）というものは、この社会に生きている限り、意識的にも無意識的にも使わなければならない、最も重要な道具の一つである。その一方で、法は決して遠い世界の産物ではなく、自らがごく日常的に用いているということを知ってほしい。その上で、これから社会に出て行くにあたり、どのような場面でも必ず要求される「法」の知識を身につけてもらいたい。</p>

【前もって履修しておくべき科目】
特になし

【前もって履修しておくことが望ましい科目】
<p>法学 / 法学A</p> <p>法学の基礎(法とは何か、法学の基本的専門用語など)及び、憲法の総論と人権編をこちらで講義し、それを前提に講義を進めるため、通年でとることが望ましい。</p>

【教科書等】
<p>教科書は用いない(代わりに配布プリントあり)。近年法改正が多く、特に民法は平成11年及び平成17年にかかなり大きな改正があり、いわゆる「法学」テキストでは十分に対応していないので注意されたい。</p>

【授業内容とその進め方】

授業形式としては、講義形式を中心とする。

「憲法」の社会権ほかの人権と、統治行為について、時事問題とも絡めながら講義し、この国の政治権力構造を説明した上で、憲法・刑法と並んで重要な法であり、われわれ市民生活を支える「民法」のほか、生死に関わる法（生殖補助医療や安楽死等）などの、近年問題となっている法を取り上げたいと考えている。

「憲法」については、前期と後期に分け、前期に「総論」と「人権編（自由権）」を、後期に「人権（社会権ほか）」と「統治行為編」を内容とするので、注意すること。その点から、前期・後期を通年で取ることが望ましい。

【成績評価方法及び評価基準(最低達成基準を含む)】

- ・授業中の私語、携帯使用（鳴らすことも含む）を授業中に行った場合、出席および試験が合格であっても不可とする。
- ・出席2割、試験8割。授業態度を加味する。
- ・試験のほか、2 - 3回ほど出席代わりのミニレポート（その場で記述）あり。
- ・試験は原則として自筆ノートのみ持ち込み可。参考書および配布プリントの持込は認めない。

【オフィスアワー：授業相談】

適宜相談に応じるので、講義後に教員まで相談のこと。

【学生へのメッセージ】

学生諸君にとって専門外である上に、外見も内容もとっつきにくい学問ではあるが、本講義をきっかけとして、「法」について、「ただあるもの」ではなく、受講者それぞれが何らかの認識を持つことができればと思う。

【その他】